

福祉

朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等であった皆さん及びその遺族の皆さんへ

弔慰金・見舞金等が支給されます

対象者（いずれにも該当する方）

・平和条約国籍離脱者等
・旧軍人軍属等

支給条件（一時金）

弔慰金 260万円

○昭和12年7月7日以後の公務傷病等のために、昭和16年12月8日以後平成13年3月31日までに死亡された対象者の遺族

○昭和16年12月8日以後平成13年3月31日までに平病死された重度戦傷病者である対象者の遺族

見舞金等 400万円

○昭和12年7月7日以後の公務傷病等のために、平成13年4月1日において重度の障害の状態にある対象者

請求期限

平成16年3月31日まで

相談窓口

役場福祉課社会福祉係

問い合わせ
愛媛県保健福祉部高齢者福祉課課保護恩給係
☎941-2111

（内線2535・2423）
総務省大臣官房管理室
弔慰金等支給業務室
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-18-1
虎ノ門第10森ビル

☎(03)3539-7830

募集

青少年交換留学生を募集します

伊予ロータリークラブでは、日米の親善と交流を図ると共に青少年の皆さんに世界を理

解し、友好の意義を体得してもらおうと、短期交換留学生を派遣します。

派遣先

アメリカ合衆国
ニュージャージー州

募集締切 3月14日（金）

応募用紙・問い合わせ

伊予ロータリークラブ事務所（伊予商工会議所内）
☎982-0334
（担当 高木）

応募資格

平成15年7月末現在、高校生で、健康で明るく積極的な方（伊予市、松前町、中山町在住者）

募集人員 1名

期間

8月1日（金）～22日（金）

松前町立学校給食センター 運転手募集

松前町教育委員会では、学校給食センターの給食運搬車の運転手を募集します。

募集人数 2名
申込資格条件

- ①町内に在住している40歳以上62歳以下の方（昭和16年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた方）
 - ②自動車運転免許取得者（普通免許以上）
 - ③心身ともに健康な方
- ただし、下記に該当される方は業務委託することができません。
- (ア) 破産者で復権を得ない方
 - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの方
 - (ウ) 業務を十分に遂行する意思と能力を有すると認められない方

業務内容

- ①食器類の運搬、搬入及び回収
- ②給食物の運搬、搬入及び回収
- ③運搬用自動車の整備
- ④その他、教育委員会又は所長から指示された業務

業務日及び時間

学校給食日の9時から16時まで（1時間休憩）
おおむね次の日が休日となります。
・土、日曜日及び祝日
・夏季、冬季の学校休業日
・学年末、学年始めの学校休業日
・町内の全小中学校が臨時休業となる日

委託料 日額4,800円

委託期間 平成15年4月10日から平成16年3月20日まで

募集期間 3月3日（月）～14日（金）までの執務時間中

申込方法 履歴書（市販のもので可）を教育委員会学校教育課（役場4階）へ提出してください。なお、提出書類は返却しません。

選考方法 書類審査の上、面接により決定します。

問い合わせ 松前町教育委員会学校教育課 ☎985-4134
学校給食センター ☎984-1786